

糸魚川市携帯用徘徊センサー貸与事業 公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月

糸魚川市では、携帯用徘徊センサー貸与事業の機器を選定するにあたり、公募型プロポーザルを採用し、優先交渉権者を選定する手続きについて必要事項を定めた。

応募にあたっては、提案書類等を決められた期日までに提出のこと。

1 目的

この要領は、認知症徘徊高齢者の支援にかかわる民間事業者から実績に基づいた企画の提案を受け、糸魚川市（以下「市」という。）の選定基準により審査したうえで、優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 業務の名称

糸魚川市携帯用徘徊センサー貸与事業

3 貸借期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間

4 業務内容

別紙「携帯用徘徊センサー機器貸借仕様書」のとおり

5 業者参加資格基準

応募する事業者は、次に掲げる基準をすべて満たしている者とする。

- (1) 国内に本店又は支店・代理店を有していること。
- (2) これまでに認知症徘徊高齢者の支援実績を有すること。
- (3) 過去3年間、重大な事故等による行政処分を受けていないこと。
- (4) 令和3・4年度糸魚川市物品入札参加資格を有すること。なお、資格を有していない者は、申請期限までに入札参加資格取得手続きを完了させること。
- (5) なお、応募資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、その後に応募に備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

6 応募手続き

優先交渉権者は、提案書類等の提出があった参加業者の中から、公募型プロポーザル方式により審査の上決定する。実施に関するスケジュール等は次のとおりとする。

(1) スケジュール

No.	項目	日程
1	ホームページでの公告	令和3年6月25日(金)
2	募集等に関する質問受付	令和3年6月25日(金)から7月2日(金)
3	募集等に関する質問への回答予定日	令和3年7月8日(木)
4	応募提案書類の受付 1次審査 ・資格審査 (書類審査)	令和3年7月9日(金)から7月20日(火) ※ 午前9時から午後5時まで ※ 土曜日及び日曜日を除く ※ 郵送の場合は期間内必着とする
5	2次審査 ・プロポーザル審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和3年8月3日(火)
6	選考の結果通知(優先交渉権者決定)	令和3年8月上旬
7	優先交渉権者との協議・調整開始 ・仕様書の細部調整 ・賃貸借料確定協議 ・契約締結	令和3年8月下旬
8	貸与業務開始	令和3年9月1日(水)

(2) 応募書類等の提出先及び問合せ先

提出先等	糸魚川市市民部福祉事務所 〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号 糸魚川市役所1階 福祉事務所 高齢係 電話 025-552-1511 (内線2169)・FAX 025-552-8250 Eメール fukushi@city.itoigawa.lg.jp
------	---

(3) 留意事項

ア 参加報酬等

本プロポーザル参加に伴う報酬等は無償とし、応募に関して必要な費用については応募事業者の負担とする。

イ 提出書類

(ア) 応募事業者は、提案書の提出をもって、この要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) この要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は必要があるときは内容を無償で使用することが出来る。

また、選定結果にかかる公表等を行う場合などに、応募書類の内容の一部を使用することが出来るものとする。

ウ 募集等に関する質問の受付

(ア) 質問は、応募予定の事業者が行い下記のとおりとする。

○提出様式 様式第2号「質問書」 ※内容を簡潔にまとめて記載する。

○受付期間 令和3年6月25日(金)から7月2日(金)

○提出方法 前記(2)「提出先等」へFAXまたはEメールで提出する。

(イ) 質問に対する回答

受け取った質問の回答については、取りまとめ後、応募事業者全てに回答する。

その回答については、この要領と一体のものとしての効力を有するものとする。

なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

(ウ) 回答予定日 令和3年7月8日(木)

エ 提案書類の受付

応募事業者は、下記により必要書類を提出すること。

○提出様式及び部数 「オ 応募に関する提出書類一覧表」のとおり

○受付期間 令和3年7月9日(金)から7月20日(火)

※ 土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

○提出方法 前記(2)「提出先等」へ直接持参し提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

オ 応募に関する提出書類一覧表

様式	書類名	提出部数
様式第1号	参加表明書(兼誓約書)	1部
様式第2号	質問書	
様式第3号	提案書類提出書	1部
様式第4号	業務遂行能力に関する提案書(補足資料:様式任意1,2)	正本1部、副本6部
様式第5号	個人情報保護に関する提案書	1部
様式第6号	欠格事項確認書	1部
様式第7号	機器賃貸借見積書	1部
様式第8号	参加辞退届	
様式任意1	機器の取り扱い及び操作機能説明書	7部
様式任意2	徘徊検索時における運用提案書	7部
様式任意3	会社概要(事業者の概要・組織がわかるもの)	7部

《注意事項》

- ・ 作成にあたっては、下記のとおりとすること。

正本及び 副本共通	提案書等の規格は、A4縦版・横書き・左綴じとし、一連ページ番号を付すこと。なお、正本の表紙以外に事業者名及び事業者名に類する表記をしてはならない。
正 本	表紙には事業者名及び代表者名を表記の上、代表社（者）印を押印すること。各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ、表紙・背表紙に事業者名を表記すること
副 本	表紙は、何も記載のない白紙1枚とすること。各様式のほか添付書類を含め、左綴じ簡易製本とすること。

- ・ 「様式第7号 機器賃貸借見積書」は、契約期間に要する費用（消費税及び地方消費税を除く）実質3年間を積算する。
- ・ 「様式任意 会社概要」については、PR用パンフレットを添付することは差し支えない。
- ・ 提出された書類はその理由に関わらず返却しない。また市から追加書類の提出、記載内容の質疑等があった場合は、その指示に従うこと。

カ 2次審査時の新型コロナウイルス感染症対策について

- (ア) 次のいずれかに該当する者はPCR検査等の結果に関わらず、プロポーザルに参加できない。
- ・ 2次審査当日から14日以内でまん延防止等重点措置対象地域、緊急事態宣言発令地域と往来している者
 - ・ 2次審査当日から14日以内で新型コロナウイルス陽性者（疑いの者含む）と濃厚接触※している者（※「濃厚接触」の定義については別記参照）
 - ・ 咳、37.5度以上の発熱等の風邪症状がある者（2次審査当日受付時の検温の結果、37.5度以上の発熱がある者含む）
- (イ) 令和3年7月19日から令和3年8月1日までの間でPCR検査（任意検査含む）を受検した者は、2次審査当日の受付でPCR検査の結果が「陰性」であることを証明する書類（陰性証明書など）を提示すること。

7 選定審査方法

- (1) 提出された応募書類による1次審査（資格審査）を行い、プレゼンテーション・ヒアリングにより2次審査（プロポーザル審査）を行う。なお、審査は応募書類の受付順で、各事業者の審査時間はプレゼンテーションを15分以内とし、ヒアリングを含めて全体で30分以内とする。

応募資格を有する事業者には、日時、会場などの詳細を別途通知する。なお、資格審査の結果、条件を満たさないと判断した事業者へもその旨を通知する。

- (2) 優先交渉権者の選定は評価者が行い、定められた項目について審査する。

- ア 選定審査項目ごとに行い、それぞれの項目の得点の合計を総合得点として、最も点数の高い者を優先交渉権者として選定する。
- イ 評価者の総意により選定した業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を優先交渉権者とする。
- ウ 各審査の大項目において、評価者の得点が1点以下で採点した者が、評価者の過半数を上回る場合には、委員と協議の上、当該提案者は失格とすることができるものとする。

8 選定審査基準項目

(1) 業務遂行能力（様式第4号、任意様式3関係）

- ア 安定的に機器の提供ができる。
- イ 見守り機能と検索機能の両方に対応可能である。
- ウ 突発的な事故や故障等に対応できる体制がとられている。
- エ 経営状況が良好である。
- オ 認知症徘徊高齢者の支援業務の実績が良好である。

(2) 機器の機能と操作性（様式任意1関係）

- ア 認知症である本人が携帯しやすい形状と工夫がされている。
- イ 充電方法が簡単でかつ連続使用期間が1か月程度ある。
- ウ 本人は携帯するだけで特別な操作を必要としない。
- エ 屋外において障害物があっても位置確認ができる。
- オ 必要時には複数の機器を使用し、検索に対応可能である。

(3) 運用方法の有効性（様式任意2関係）

- ア 本人と家族の負担なく、普段の見守りの運用が可能である。
- イ 検索時の運用方法に、地域包括ケアシステムの視点が活かされている。

(4) 貸貸借見積額（様式第7号関係）

- ア 提案内容に対して適正な見積額を提示している。
- イ 「貸貸借見積額」は、(1)から(3)に対する参考として考慮する。

9 選定審査項目及び評価基準

審査項目と評価基準は、別途定める。別紙1 別紙2

なお、1次審査は、書類審査により仕様書に基づいた資格審査を行い、2次審査をプレゼンテーションにて実施する。2次審査では総合点数及び貸貸借見積額を踏まえ、評価者で協議し候補者を選定する。

10 契約について

(1) 契約先

審査を経て最も評価の高い事業者1者を優先交渉者とし、本事業にかかる貸貸借契約（以下「貸貸借契約」という。）の締結交渉を行う。評価点が同点であって、優先交

渉者が決定しない場合は、評価者の協議により決定された事業者とする。

なお、優先交渉者との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者と協議に入るものとする。

(2) 注意事項

賃貸借契約者の決定については、市の内部手続きを経て決定となるものであり、優先交渉先の特定通知をもって賃貸借契約の相手方と約するものではない。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ウ 契約締結時点において応募資格要件を満たしていない場合。
- エ 本件の審査員と故意に接触した場合。
- オ その他、本要領の内容に違反する場合。

(4) その他

- ア 詳細については、賃貸借契約締結後に市担当者と賃貸借契約者とで協議する。
- イ 審査結果については、賃貸借契約締結後に「様式第3号 提案書類提出書」を提出した事業者に公開する。
- ウ 糸魚川市役所内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、2次審査を延期することがある。なお、この場合改めて2次審査の開催日等を応募者に通知する。

選定審査項目及び評価基準（2次審査用）

(1) 選定審査項目

評価者の審査項目は以下のとおりとする。

審査番号	審査項目
(1)	契約履行能力（5項目）
(2)	機器の機能と操作性（5項目）
(3)	運用方法の有効性（2項目）
(4)	賃貸借見積額（1項目）

(2) 評価基準

審査項目に対する評価基準及び評価点数は以下のとおりとする。

評価基準	評価点数
大いに評価できる	5
評価できる	4
普通	3
あまり評価できない	2
評価できない	1

(3) 評価者

評価者は、以下の庁内関係課より職員を選任する。

No.	所属・役職
1	市民部・部長
2	消防署・署長
3	環境生活課・課長
4	福祉事務所・所長
5	福祉事務所・高齢係 係長

プロポーザル方式 審査項目及び採点票

二次審査採点用

事業者名	
審査者氏名	

評価基準 大いに評価できる 5点 評価できる 4点 普通 3点 あまり評価できない 2点 評価できない 1点

※ 評点は、中項目ごとに5点から1点で評点。

大項目	審査項目		審査のポイント	提案書	大いに評価できる	評価できる	普通	評点数			合計(採点票へ転記用)	メモ
	中項目	基準						あまり評価できない	評価できない	できない		
(1) 契約履行能力	ア	安定的に機器の提供ができる。	発注後1か月以内の提供を普通として評価します。在庫数や必要時貸与であるかを評価の視点とします。	様式4 様式任意3	5	4	3	2	1			
	イ	見守り機能と捜索機能の両方に対応可能である。	通常の親機(受信機)対子機(送信機)での見守り機能と、捜索時の機能の両方について、その利便性を評価します。		5	4	3	2	1			
	ウ	突発的な事故や故障等に対応できる体制がとられている。	夜間休日の体制を含み、事故や故障等に対応できる体制がとられているかどうかを評価します。とられていなければ普通と評価しません。		5	4	3	2	1			
	エ	経営状況が良好である。	経営実績等から安定的な経営状況であるかを評価します。既に市中の入札参加資格を有していることから普通の条件を満たしているかと判断し、評価します。		5	4	3	2	1			
	オ	認知症(徘徊高齢者)の支援事業(捜索)の実績がある。	個人での利用実績だけでなく、全国の自治体における事業実績を踏まえ、評価します。過去に1自治体と契約、運営の実績があれば普通と評価します。		5	4	3	2	1		25点	
(2) 機器の機能と操作性	ア	認知症である本人が携帯しやすい形状と工夫がされている。	携帯しやすい形状と運用方法(靴に入れるなど)について評価します。ある程度の工夫がされている場合を普通とし、評価の基準になります。	様式任意1	5	4	3	2	1			
	イ	充電方法が簡単かつ連続使用期間が1か月程度ある。	子機の連続使用期間が1か月以上あることを普通とし、評価の基準になります。		5	4	3	2	1			
	ウ	本人は携帯するだけで特別な操作を必要としない。	特別な操作を必要としない場合を普通とし、操作の時間について評価します。		5	4	3	2	1			
	エ	屋外において障害物があっても位置確認ができる。	障害物があっても位置確認ができる場合を普通とし、評価の基準にします。		5	4	3	2	1			
	オ	必要時には複数の機器を使用し、捜索に対応可能である。	複数機器を使用した捜索が手間なくコストが妨がらず対応可能である場合を普通とし、評価の基準とします。		5	4	3	2	1		25点	
(3) 運用有効性の活用	ア	本人と家族の負担なく、普段の見守りの運用が可能である。	機器の操作性と見守り方法を総合的に判断し、利用者の負担感のない運用方法が提案されているかについて評価します。	様式任意2	5	4	3	2	1			
	イ	捜索時の運用方法に、地域包括ケアシステムの視点が活かされている。	捜索時の運用方法に、地域住民の参画など地域包括ケアシステムの視点が活かされているかについて評価します。		5	4	3	2	1		10点	
(4) 提案内容に対する適正な見積額を提示していること。	ア	提案内容に対する適正な見積額を提示していること。	適正な見積額が示されているか、評価します。見積額(税込)÷900千円(上限額)で算出した割合(%)で判定します。 ※見積額は公募型プロポーザル実施要領様式第7号に記載の見積額×1.1(円未満端数切捨)で算出した額	様式7	80%未満	80%～84%	85%～89%	90%～94%	95%～100%			
	イ	見積額を提示していること。			10	8	7	6	5		10点	
合 計											点	

(別記)

「濃厚接触」の定義

濃厚接触者とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触したもののうち、次の範囲に該当するものである。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況等から患者の感染性を総合的に判断する。）

出典 国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）